

令和6年度第10回沖縄海区漁業調整委員会議事録

日時 令和7年1月10日(金)
午後 14時02分～15時55分
場所 沖縄県庁6階第2特別会議室

出席者

委員 11名

(会場参加)

上原 亀一 委員	大城 和夫 委員	当真 聡 委員
八前 隆一 委員	新立 弘子 委員	藤田 喜久 委員
天方 徹 委員	城間 恒浩 委員	

(Web参加)

赤嶺 博之 委員	池田 博 委員	大谷 健太郎 委員
----------	---------	-----------

事務局職員

井上 顕 (事務局長)	本永 文彦 (主任書記)
米丸 浩平 (主任書記)	

○事務局(井上) 定刻になりましたので、委員会を始めさせていただきます。皆さん、明けましておめでとうございます。

(おめでとうございます)

本年もよろしく願いいたします。

まず資料の確認です。本日の資料は、議事次第、議案書の2点になります。資料の不足がありましたらお申しつけください。

それといつもの約束事です。携帯をお持ちの方はマナーモードの設定をお願いします。ご発言の際には挙手の上、議長の指名を受けた後をお願いいたします。途中退席される際には挙手の上、議長の許可のもと、退席されてください。

本日はウェブ併用の会議となっております。会場にお越しの方は、専用のマイクがありますので、スイッチをオンにしてから発言をお願いします。またウェブ参加の方は発言される際にマイクをオン、それ以外はオフをお願いします。カメラは原則としてオンにしてください。それか

ら会議の資料については、通信速度の関係もあり、画面共有しないよう進めてきましたが、問題ありませんでしょうか。不都合ある方はお申し付けください。

では、ただいまより令和6年度第10回沖縄海区漁業調整委員会を開催いたします。

議事に入る前に本日の出席状況を確認させていただきます。本日の出席状況ですが、会場には上原会長、大城委員、当真委員、八前委員、新立委員、藤田委員、天方委員、城間委員の8名にお越しいただいております。ウェブでは赤嶺委員、池田委員、大谷委員の3名にご参加いただいておりますので、委員定数15名に対し11名のご出席があり、本日の委員会は成立しております。

本委員会の議事進行につきましては、運営等規定第6条により、議長は会長が務めることとなっております。それでは上原会長、よろしくお願ひいたします。

○上原会長 はい。皆さん、あけましておめでとうございませう。本年もよろしくお願ひをいたします。

それでは、これより本日の議事を進めさせていただきます。本日、議案が2件と、協議事項1件、報告事項が2件、予定されておりますので、ご審議をよろしくお願ひをいたします。

本日の議事録署名人をご指名します。本日の議事録署名人には、大城委員、藤田委員のお二方にお願ひをします。よろしくお願ひします。

それでは議事に入ります。

[第1号議案 浮魚礁の敷設承認申請について]

○上原会長 第1号議案、浮魚礁の施設承認申請についてを提案します。事務局から説明をしてください。

○事務局（米丸） 事務局からご説明いたします。議案書1ページをご覧ください。

今回は、新規の承認申請が1基ありますので、審議をお願いいたします。委員会指示の抜粋を枠内に記載しておりますので、ご確認ください。また、2ページに承認の流れについてのフロー図を、3ページ、4ページに本日時点の浮魚礁の承認等基数の一覧を掲載しておりますので、ご確認ください。

次に5ページの承認申請一覧をご覧ください。今回、座間味村漁協から令和3年に流出した座間味漁協2号を同位置に敷設する承認申請があり、事務局の方で承認書がそろっていることを確認しております。当該

浮魚礁は表層式の浮魚礁で水深 1000 メートル、ロープ長 1400 メートルとのことです。

次の 6 ページに、敷設位置の図を掲載しております。ご確認ください。また、7 ページから 10 ページに座間味村漁協からの申請書類を添付していますのでご確認ください。

簡単ではありますが事務局からは以上になります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○上原会長 はい。ただいま、第 1 号議案について説明がありました。本件について何かご意見などありましたらよろしくお願いたします。

○上原会長 特にご意見などございませんので、お諮りをしたいと思いますがよろしいですか。

では第 1 号議案について、申請のとおり承認するということよろしいでしょうか。

(はいという声多数)

○上原会長 はい。ありがとうございます。ご異議ございませんので第 1 号議案については、提案のとおり承認することといたします。

[第 2 号議案 ウミガメの採捕承認申請について]

○上原会長 次、第 2 号議案、ウミガメの採捕承認申請についてを、事務局から説明をしてください。

○事務局（米丸） はい、それでは事務局からご説明いたします。議案書の 11 ページをご覧ください。

ウミガメの採捕承認申請について、試験研究目的の変更申請が 1 件ありますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。1 ページ飛ばしまして 13 ページをご覧ください。こちらに今回の申請を載せております。

今回は沖縄美ら島財団から衰弱個体の保護とそれに伴う標識放流、解剖調査等の試験研究として令和 7 年、今年の 3 月 7 日までの承認について、採捕従事者の増員とそれに伴う採捕頭数の増加ということでアオウミガメ、アカウミガメ、タイマイの採捕数を、それぞれ 10 頭ずつ増やす内容の変更申請があります。

14 ページに変更の申請書、15 ページ、16 ページに新旧の採捕従事者を掲載しておりますのでご確認お願いたします。

17 ページ、18 ページに承認証の案、19 ページ、20 ページに現在の承認証を掲載しておりますので、ご確認をお願いたします。

採捕頭数だけですが、アオウミガメが 90 頭、アカウミガメが 30 頭、タイマイが 30 頭とそれぞれ 10 頭ずつ増加するものと、あとは採捕従事

者が先ほどの別表1のとおり変更されるという内容となっております。

簡単ですが事務局からの説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○上原会長 はい。ただいま第2号議案について説明がありましたが、本件について何かご意見等ございましたらよろしくお願ひします。

いかがでしょうか。

○上原会長 本件については、頭数の変更と言うことと、採捕従事者変更ということで、特に大きな変更はないので、お諮りをしたいと思います。

第2号議案について、事務局提案のとおり承認するということによろしいですか。

(はいという声)

○上原会長 はい、ありがとうございます。ご異議ありませんので、第2号議案については、提案のとおり承認することといたします。

はい。議案としては以上ですので続いて、協議事項に移ります。

[協議事項1 浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う水産動植物の採捕に関する委員会指示の更新について]

○上原会長 協議事項の浮魚礁に関する委員会指示の更新についてを、事務局から説明をしてください。

○事務局(米丸) はい、それでは事務局からご説明いたします。議案書21ページをご覧ください。

浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う水産動植物の採捕に関する委員会指示の更新について、同委員会指示は毎年度更新しており、令和7年3月31日、今年度末をもって有効期間が終了することから、新たな委員会指示を発動する必要があります。

更新にあたって指示内容の変更は予定しておりませんが、現在の浮魚礁の敷設状況や、昨年度制定した浮魚礁敷設予定数検討要領に基づき、敷設予定の市町村及び漁業協同組合へ要望調査を行った上で、次年度の承認予定数を検討する必要があります。

つきましては、委員会指示の方針に向け、次の通り進めてよいか、ご協議をよろしくお願ひいたします。

まず1つ目が、次回の委員会指示案を現行の指示と同内容としてよいかということと、2つ目が、次年度の承認予定数検討のために要望調査を実施してよいか。この2点についてご協議いただければと思っております。

先に、今後のスケジュールについても報告しておきたいと思います。1月10日、本日ですね、委員会指示の内容と、要望調査の実施について協議させていただいた上で、1月中旬から要望調査を実施したいと考えております。

来月、2月14日に海区委員会を予定しておりますが、こちらで新しい委員会指示案と要望調査結果に基づく承認予定数を協議させていただき、その翌月の3月14日予定の海区委員会において、委員会指示案と、令和7年度の承認予定数について決議いただくという流れです。決議次第、3月中旬に各団体宛に、新しい委員会指示と承認手続きを案内したいと考えております。

まず、最初に、次回の委員会指示案を現行の指示と同内容としてよいかというところですが、特に内容の変更を予定しておりませんが、一応、27ページから29ページに現行の委員会指示を記載しておりますので、後程ご確認いただければと思います。基本的には年度の修正のみを想定しております。

2つ目です、令和7年度の承認予定数検討のための要望調査について、22ページに要望調査の依頼案を載せていますのでご確認ください。

読み上げていきたいと思います。

令和7年度浮魚礁敷設承認基数等の調査へのご協力について（依頼）。

平素より当委員会の運営にご理解とご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

浮魚礁の敷設承認基数は、令和元年度に改正された沖縄海区漁業調整委員会指示において、「市町村及び漁業協同組合等が敷設するものは150基を限度とする」となっております。

昨年度制定した「浮魚礁敷設承認予定数検討要領」に基づき決定した今年度の市町村及び漁協の浮魚礁敷設承認予定数は146基であり、依然として承認可能な上限に迫っている状況です。

つきましては、敷設可能な基数を最大限活用するため、令和7年度の浮魚礁敷設に関して、流出した浮魚礁への対応予定と新規の設置の意向について調査を実施しますので、別添の検討要領及び貴団体の現在の設置状況を参考に、別紙にて、令和7年2月5日（水）までにメールにてご回答ください。

注意事項として、流出後2年度以内に再敷設されない場合、新規敷設扱いとなります。流出がない、新規の要望がない場合もその旨をお知らせください。

今回のご回答の結果が、すぐに令和7年度の承認計画に反映されるも

のではありませんので、新規要望を出していただいたとしても、増枠になるとは限りませんが、今後の承認計画を検討する際の参考とさせていただきます予定です。

以上の内容で調査依頼をかけることを想定しております。

23 ページに、別紙として要望調査の項目を記載してはいますが、内容としましては、現在流出中の浮魚礁とその再設置の具体的な予定があるか、もう1つは新規の設置要望の有無と具体的な計画があるか。ということについて調査を行う予定としております。

24 ページから 25 ページに、昨年度、令和6年3月8日に当委員会で作成しました「浮魚礁敷設承認予定数検討要領」、26 ページに、今年度、令和6年度の承認予定数一覧を掲載しておりますけれども、承認予定数に関しては、各敷設者ごとに現時点の状況に更新した上で別添資料としてお送りする予定です。

なお、予定数検討の概要、24 ページから 25 ページの概要を簡単に説明しておきますと、敷設可能な基数を最大限活用するために、流出後、2年度以内に再敷設されない場合は新規敷設扱いとすること、新規敷設に関しては具体的な計画が確認できる場合のみ、要望として扱うことを原則として検討することとなっております。

事務局からのご説明は以上になります。ご協議のほどよろしくお願いたします。

○上原会長 はい。ただいま説明がありましたが2点、次回の委員会指示を現行のままでよいのかということと、次年度の承認予定数のための要望調査の実施、要望調査の案も含めてですね、何かお気づきの点等ございましたら、ご発言をよろしくお願いたします。

いかがでしょうか。

○上原会長 八前委員どうぞ。

○八前委員 すいません。26 ページの表の見方なんですけど、右下の一番右から3番目の承認予定数案っていうのが、146基ですよ。

○事務局（米丸） はい。

○八前委員 これが今設置されている、承認したものということですよ。設置されている基数は見えないですか？

○事務局（米丸） はい。事務局からご回答します。

そうですね、今、現時点で海に浮いてるものに関しては、まだ集計できてないんですが、この表は、あくまで今年度の承認予定数、令和6年度の頭に各敷設者にお知らせしたものです。

この中には、承認は取られているけど未設置のものや、新規で承認予

定だけど、まだ承認申請も出ていないものもあつたりします。

これは各敷設者ごとに整理をした上で周知したいと考えております。

○八前委員 それにしても、150 基の上限にかなり迫っている状況だと思つるので、やっぱりこの流出した枠をみんなが使つたら、単純に超えないかなという心配をしていて、そしたらもう、そもそも新しく入れる調査をしても、入れられないっていうふうなことも考えられると思うので、そこのところはちゃんと実数の把握と承認予定数と、オーバーしないようにしないとイケない。

要望の取り方も、取つてできるとは限りませんと書いてるんだけど、どうしてもやるためには予算が必要なので、どこかで市町村が予算をつけてしまうと、県に申請したけど駄目でしたっていう話になりかねないので、そういうことがないようによろしくお願いします。

○事務局（米丸） はい。承知しました。

すいません、ちょっと間に合わなくて今の状況を整理しきれてないですけど、各敷設者に周知する段階で、海区委員の皆様にも現時点の状況を共有させていただきたいと考えております。

あと、来月2月の海区でまず一旦、案を上げさせてもらうんですけども、そこで決まり切らなければ3月の委員会までにまとめるというように少し余裕を持たせている状況です。

○上原会長 はい。他、どなたかございませんか。

特に、ご発言がないようですので、協議事項については、委員会指示案については、ほぼ現行どおりということをして進めたいということと、また先ほど話したように、次年度承認予定数の検討のためのアンケートは実施するというので、承認していただいてよろしいですか。

（はいという声多数）

○上原会長 はい。ありがとうございます。事務局の提案のとおり進めるようにしてください。

次は報告事項についてですが、2件ございますので順次、事務局の方から報告をしていただければと思います。お願いします。

【報告事項1 区画漁業（養殖）に係る令和5年分の実績報告（資源管理状況等報告）のとりまとめ結果について】

○事務局（本永） はい。こんにちわ。

漁業権を担当してます本永といいます。この後の報告事項2件について、私から報告いたします。

まず報告事項1については、30 ページをお開きください。区画漁業

(養殖)に係る令和5年分の資源管理状況等報告のとりまとめ結果について、ざっくり言いますと、海では、漁業と言いますと、魚を取るほうと養殖というのがありまして、これが農業でいうと畑に相当するもので、代表的なのがモズク養殖みたいに、海面に網を展開して、モズクを成長させて収穫するというものです。

今回の報告はこの養殖についての報告です。取りまとめた結果が、令和5年分とありまして、一昨年(令和4年)の記録でしてちょっと古くなっておりますので、報告にあたっては後ほど、この取り扱いについては詳しく説明いたします。では内容を説明します。

■ 1 (1) 平成30年度の漁業権の免許に係る、令和5年分の実績報告について、漁業権者から提出された報告書をもとに行使状況(利用や生産の有無)、生産があるかないかを確認しております。この結果については、ページをめくっていただいて、34ページをご覧ください。

34ページから41ページまでになります。

この表の見方なのですが、34ページで説明いたします。縦の図の左側見ていただいて、番号が振ってあります。項目を見ますと、まず1番目に漁業権者として伊平屋村漁協がきます。項目の2番目に漁業の名称があつて、シャコガイ地蒔式。次に漁場の番号、平成30年度に免許しました漁業権には、このように番号が振られております。それから、漁場利用の有無。これが○と●で区別していきまして、○が利用されていた、●は使われなかった、というものです。項目の最後に廃止漁場とあります。平成30年度の免許は、一昨年(令和4年)の令和5年度に更新されています。そのときに、大体、実績がなかった漁場なんですけど、使う予定もない、使われないということで廃止になっていきまして★印になっています。

これがすべての漁場について、利用の有無、○と●の確認がされて、さらに令和5年度の漁業権更新のときに、更新されずに廃止されたっていうのが、すべての漁場について確認できる内容です。この内容については後でご覧ください。

30ページに戻っていただいて、■ 1 (2) です。ここは少し間違いがあるので、一部訂正します。(2)の文章の真ん中に約4分の1と書いてますけども、これを3分の1に訂正をお願いいたします。割り算しますと約36%なので、ざっくり3分の1と表現したいと思います。

では読み上げます。先ほど見ていただきました表が、漁場がすべて384件。このうち、約3分の1の140の漁場で利用がなく、それから91の漁場は、令和5年に免許更新されないで廃止となっております。

もう少しわかりやすい表で示したのが、33ページを開いてください。

横になっています。上の方に項目名があります。左から漁業権の種類、それから対象種、養殖の方法、行使のあり○、行使のなし●っていうのは、これは漁場の利用の有無で読みかえていただければと思います。それから廃止漁場が★マークです。備考欄にはそれぞれ、養殖の種類ごとに、説明を書いています。

まず、藻類からいきますと、ヒトエグサなんですけど、これが約半分使われていて、廃止になった漁場が13ありました、というものです。

備考欄に、ヒトエグサは潜る必要がないもんですから、高齢者の要望が多い養殖になっています。漁場環境の変動があつて、生息環境を整えることが難しくなった。この解説はですね、最近は陸域での開発の結果、海が汚れてしまったとか、あと冬場の気温が高くなって、どうも原因ははっきりしませんが、生産が不調だったり、生産時期が若干ずれたりといった、気候変動の影響を受けている様子も見てとれます。

ヒトエグサの次に、モズクですね。こちらは行使ありが116、なしが16ということでよく利用されている養殖です。ただ一部、赤土などの流入があつて、地域の発達阻害の原因になってるものがあります。

次に、藻類の中でヒトエグサ、モズク以外には、アオノリ、イバラノリ、オゴノリ、キリンサイ、クビレズタと、各種免許がされましたが、ほとんどゼロで利用がされませんでした。備考欄にありますけれども、いずれの藻類もですね、養殖技術が未開発であまり利用されてない漁場が多くて、どうも事業計画に相当の甘さがあつたかなと感じます。

それから、藻類の次は、魚類ですね。クロマグロと魚類がありまして、クロマグロについては資本と技術が必要なので、よく使われてるか。次に魚類、これも資本と技術が必要な養殖ですが、資本が小さい事業者については、台風とかの影響で施設が壊れた後の復旧が大分遅れてる例が、幾つかあります。

それから水産動物で、ウニなんですけども、波浪の影響が大きくて、あと、給餌作業、一般に海藻を与えるんですけども、これを、日々継続することが難しいということで、あまりうまくいっていませんでした。一昨年の漁業権の切り換えでは、その養殖の場所をですね、港の中とかの波浪の影響を受けにくいところでの取り組み例が増えております。

それから貝類、真珠母貝ですけれどもこれも資本と技術が必要で、真珠養殖を行っているものが載っています。

次、シャコガイですね。ちょっと備考欄に書いていますが、餌を与える必要はないんですけども、生育環境を整えることが難しい。つまり海が汚れますとシャコガイの生育に悪影響ということで苦戦しています。

こちらにも利用があまりされてなくて、ちょっと事業計画の甘さがあります。

カキなんですけども、こちらは利用があまりされてませんでした。ただ一昨年の漁業権の切替えにあたっては、本土の養殖技術が沖縄に導入される計画が出ていて、8年度の免許では取り組み事例が増えるんじゃないかなと思います。こちらもしっかり資本と技術が必要です。

観賞用魚としては、サンゴ、ソフトコーラル、ライブロックとありますが、備考欄にありますとおり、未利用漁場が多く、事業計画に甘さがあります。ただ、サンゴは一部の地域、具体例を言いますと、恩納村、石垣市や竹富町あたりでは、技術の定着が図られてる地域が見られますということです。

最後に、■2の区画で、真珠、クルマエビ、魚類、ガザミとありますけども、いずれも資本と技術が必要で、よく利用されております。

30 ページに戻っていただきます。平成 30 年に免許した漁業権についての令和 5 年分の報告のとりまとめ結果が、先ほどの説明です。

(3) ですけども、次回はまた令和 6 年分の報告を取りまとめますが、その時に引き続き漁場を適切に利用してないケースがあれば、指導することにしております。

今回の報告について、後出しなんですけど 32 ページをご覧ください。上の方に見出しで免許後の行使状況等についてということで、アンダーライン引いてる箇所だけ読み上げます。

漁業法第 90 条の資源管理の状況等の報告について、知事は、意見を付して、海区漁業調整委員会に報告とあります。今回の報告が特段意見は付してませんが、令和 5 年度の実績を報告するというものです。

今回意見がないんですけども、法第 91 条では、意見をする場合ですね、適切かつ有効な活用が図られているか、指導又は勧告を行うべきかの判断を含めることが適当ということで、ここまで検討することとなっております。今回はちょうど免許が切り替わったということで特に今以上の詳しいチェックはしてませんが、次回、また改めて海区で報告をして、相談したいと思います。以上、報告事項 1 になります。

続けて、よろしいですか。報告内容については、このまま進めて。

○上原会長 はい。

【報告事項 2 令和 8 年度の漁業権の中間免許のスケジュールについて】

○事務局（本永） では次、報告事項の 2 ですね、42 ページお開きください。

表題が、令和8年度の漁業権の中間免許スケジュールについて。今は令和7年ですので、来年、漁業権の中間免許を予定しているということでの説明です。

■ 1、内容です。(1) 漁業法の規定により、5年毎に海区漁場計画を作成し、漁業権を免許することが定められています。(2) 直近では、一昨年の令和5年、2023年4月に沖縄海区漁場計画を作成し、9月に漁業権を免許しているとあります。この法律の根拠が、同じページの下、■ 3で、(参考) 漁業法の抜粋とありまして、第62条、5年ごとに海区漁場計画を定める。とあります。

次に、内容に戻っていただきまして、(3) です。通常ですと、次の漁業権の時期は、5年後の令和10年、2028年ですが、次に述べるような理由で、来年、令和8年、2026年に漁業権の中間免許を行うことにしています。どんな理由かといいますと、漁場環境の変化への対応、気候変動の影響を受けて、海藻の生育不調やサンゴの白化対策が必要ということを知っています。それから、漁業調整上の課題への対応、長年の懸念事項がありましたが、これがどうも解決に向かう見込みがある、ということで今回入れました。具体的な内容についてはちょっと省略します。それから、漁業生産力の発展、一昨年の漁業権の免許のときに間に合わなくて出せなかったものが、その後出てきていますので、これらをまとめて、来年、令和8年に中間免許を行うというものです。

43 ページが、ざっくりしたスケジュールです。流れは通常の免許のスケジュールどおりです。このスケジュールは昨年12月に漁業権者向けには説明をしている内容です。破線で囲まれたのが、中間免許にあたってのポイント、重要な時期です。それから実線で四角が2ヶ所あります。そこが本委員会の役目である、公聴会や漁業権の免許を承認する内容になっています。

まず、中間免許は、左側にナンバーがありまして、5行目になります。3月までの間に、中間免許の要望調査を受けまして、今年前半にかけてヒアリングを行います。それから13行目です。夏頃に海区漁場計画の変更の素案、たたき台を作って、いろんなところと調整して、19行目に、年内に海区漁場計画の変更案を作成をします。来年の今頃、公聴会の開催をして、計画を決定して、来年の8月頃に漁業権者を決定するという内容です。

なお、海区では、来年あたりから具体的な作業が発生しますが、この中間免許のスケジュール、進展に合わせて、これからその時々報告を行います。以上、報告事項でした。

○上原会長 はい報告事項が2件ございましたが、この2件について、どちらでも結構です。委員の皆様から何かご質問、ご意見がありましたら、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

はい。特に報告事項についてのご発言はないようでございますので、以上で、本日の議事を終了させていただきたいと思えます。

最後に附帯決議を取らせていただきます。

本日の議決事項中、内容の変更を伴わない簡単な文言や字句の修正については事務局に一任する、ということよろしいでしょうか。

(はいという声多数)

○上原会長 はい、ありがとうございます。それでは進行を事務局に戻します。委員の皆様、スムーズな進行にご協力いただきありがとうございました。事務局よろしくお願ひします。

○事務局（井上） はい。上原会長、議事進行、ありがとうございます。また、委員の皆さんもお忙しいところ、ご参加いただきありがとうございます。

それでは、事務局から次回の日程についてアナウンスをいたします。令和6年度第11回委員会は2月14日金曜日14時からの開催予定となっております。会場は今回と同じく県庁6階第2特別会議室でウェブを併用した開催を予定しておりますので、ご参加のほどよろしくお願ひいたします。

最後に質問や確認事項がございましたら、ご発言をお願いいたします。

はい。よろしいでしょうか。

(はいという声)

○事務局（井上） それでは、以上をもって終了させていただきます。ウェブ参加の委員の皆様はご退席いただいて構いません。ありがとうございます。次回の委員会もよろしくお願ひいたします。

本日はお疲れ様でした。

(お疲れ様でした。ありがとうございました。)